

■薬局を利用するために必要な情報の掲示（医薬品医療機器等法第9条の5）

次の事項について、掲示板等により「薬局内に掲示」しなければなりません。

<具体例>

第一 薬局の管理及び運営に関する事項		
許可の区分の別	薬局	
薬局開設者の氏名又は名称、その他の薬局の許可証の記載事項	開設者氏名	株式会社〇〇〇〇
	薬局の名称	〇〇〇〇薬局 千葉〇〇店
	薬局の所在地	千葉市〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号
	許可番号	千保 第〇〇〇〇号
	有効期間	令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日
薬局の管理者の氏名	千葉 太郎（■次の勤務薬剤師欄にも再度同じ氏名を記載してください。）	
当該薬局に勤務する薬剤師又は研修中の登録販売者若しくはそれ以外の登録販売者の別、その氏名及び担当業務	薬剤師	千葉 太郎（調剤、医薬品販売、相談） 千葉 花子（調剤、医薬品販売、相談、在庫管理）
	登録販売者	千葉 次郎（医薬品販売、相談、在庫管理）
	登録販売者（研修中）	千葉 三郎（医薬品販売、相談、在庫管理）
取り扱う要指導医薬品及び一般用医薬品の区分	要指導医薬品、第1類医薬品、指定第2類医薬品、第2類医薬品、第3類医薬品	
当該薬局に勤務する者の名札等による区別に関する説明	薬剤師	・ 「薬剤師」の文字と「氏名」を記載した名札 ・ 白衣
	登録販売者	・ 「登録販売者」の文字と「氏名」を記載した名札 ・ 研修中の場合は、「登録販売者（研修中）」の文字と「氏名」を記載した名札 ・ 緑色のユニホーム
	その他の者	・ 「一般従事者」の文字と「氏名」を記載した名札 ・ 紺色の事務服
通常の営業日及び営業時間	月曜日～金曜日	10：00～17：00
	土曜日	10：00～13：00
営業時間外で相談できる時間	月曜日～金曜日	17：00～19：00
	土曜日	13：00～17：00
営業時間外で医薬品の購入又は譲受けの申込みを受理する時間	なし	
相談時及び緊急時の連絡先	1 株式会社〇〇〇〇 〇〇〇〇薬局 千葉店 電話番号：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇 2 株式会社〇〇〇〇 薬事部 電話番号：〇〇〇－〇〇〇－〇〇〇〇	

第二 要指導医薬品、一般用医薬品及び指定濫用防止医薬品の販売に関する制度に関する事項

医薬品のリスク区分の定義と解説、表示、情報提供及び指導、医薬品の陳列に関する解説

リスク区分と表示	要指導医薬品 要指導医薬品	一般用医薬品				指定濫用防止医薬品
		第1類医薬品 第1類医薬品	指定第2類医薬品 第2類医薬品 第②類医薬品	第2類医薬品 第2類医薬品	第3類医薬品 第3類医薬品	要確認 要確認 要確認
定義	スイッチ直後の医薬品・劇薬	特にリスクの高い医薬品	リスクが比較的高い医薬品		リスクが比較的低い医薬品	特にリスクの高い医薬品
定義の説明	一般用としてリスクが確定していない医薬品又は使用に特に注意が必要な医薬品	副作用等が生じるおそれがあり注意が必要な医薬品	第2類でも特に注意が必要な成分を含んだ医薬品 ※購入の際は、禁忌を確認し、使用について専門家に相談してください。	副作用等による健康被害が生ずるおそれのある医薬品	身体の変調や不調を生じるおそれがある医薬品	濫用した場合に中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚を生ずるおそれがあり、その防止を図る必要がある医薬品
表示の記載場所	医薬品の直接の容器又は直接の被包 (購入者から見えない場合には、外部の容器又は外部の被包にも併せて記載)					
情報提供の方法等	書面を用いて情報提供(義務)		専門家が必要性を判断し、口頭にて情報提供(努力)		規定なし	書面を用いて情報提供(義務)
専門家	薬剤師		薬剤師又は登録販売者			
医薬品の陳列	消費者が直接手に取れない場所		情報提供カウンターから7m以内の場所	医薬品売り場内		①消費者が直接手に取れない場所 ②情報提供カウンターから7m以内の場所(資格者を継続的に配置)
医薬品による健康被害の救済に関する制度に関する解説	医薬品を適正に使用していたにもかかわらず、副作用により、入院治療程度の疾病や障害等の健康被害を受けた方の救済を図るため、医療費・医療手当・障害年金などの給付を行う制度です。救済の認定基準や手続きについては、次の機構にお問合せください。 「独立行政法人 医薬品医療機器総合機構」 ホームページアドレス http://www.pmda.go.jp/index.html 電話番号：0120-149-931（9：00～17：30）					
個人情報の適正な取扱いのための措置	販売記録等の個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び「医療・介護関係事業者における個人情報の適正な取扱いのためのガイドライン」（平成16年12月24日付け医政発第1224001号・薬食発第1224002号・老発第1224002号厚生労働省医政局長・医薬食品局長・老健局長通知別添）に従い、適切に取り扱います。					
その他の必要な事項 (苦情相談窓口等)	1 株式会社〇〇〇〇 薬事部 電話番号：〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇（〇〇：〇〇～〇〇：〇〇） 2 千葉県保健所総務課薬務班 電話番号：043-238-9967（9：00～17：00）					